

時間外労働を行うには36(サフロク)協定が必要です。



「36協定締結周知期間」

(令和8年1月16日～2月15日)
～み（3）んなでむ（6）
すぼう！36協定～

- 「法定労働時間」（1日8時間・1週40時間以内）を超えて労働者に時間外労働（残業）や休日労働を行わせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
 - ・36協定の労働基準監督署への届出が必要です。
- 36協定では「時間外労働を行う業務の種類」や「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」、「休日労働の日数の上限」を決めなければなりません。
- 時間外労働と休日労働には上限規制があります。



- ◆36協定に関することは、労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」までお気軽にご相談ください。
受付時間：8時30分～17時15分
(土・日・祝日、年末年始を除く)
- ◆大阪府内の労働基準監督署の所在地・電話番号は、大阪労働局のホームページに掲載しています。

大阪労働局 労働基準監督署

©2014 大阪府もずやん